平成２２年（フ）第３２５号
神奈川県座間市相武台３丁目4720番地の１
フジヤマンション105号
債務者　伊藤　竜也
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２９７号
青森県むつ市大字田名部字品ノ木34番地585
債務者　児玉　雅美
１　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
青森県むつ市赤川町11番22号
債務者　髙松　泰彦
１　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８９１号
東京都三鷹市大沢１丁目４番10号グリーンコーポ羽沢101
債務者　齋藤　有紀（旧姓江頭）
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１７号
栃木県小山市大字萱橋1179番地６
債務者　平林　陽子（旧姓笹原）
１　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第３１０号
相模原市中央区上矢部４丁目５番15号　アーバンライフ相模205号室
債務者　山口　良次
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３３１号
相模原市中央区上矢部５丁目10番23号
債務者　山口　誠次
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８５８号
東京都小平市美園町３丁目28番６号柳荘102号
債務者　長田　昌幸
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５６６号
群馬県渋川市半田56番地、破産手続開始決定時の住所群馬県前橋市岩神町４丁目23番12号
破産者　須田　　裕
１　決定年月日　平成22年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１６９号
埼玉県桶川市大字坂田1743番地の４
破産者　白石　雅之
１　決定年月日　平成22年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
埼玉県志木市本町６丁目23番19号　コーポミヨシ203号
破産者　菊地千鶴子
１　決定年月日　平成22年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
埼玉県川口市元郷２丁目12番11号
破産者　中野　智道
１　決定年月日　平成22年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
三重県熊野市木本町32番地の１
破産者　濵口　　健
１　決定年月日　平成22年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第２０号
大阪府和泉市葛の葉町93番地　２棟205号、開始決定時の住所京都府京丹後市久美浜町浦明209番地の１
破産者　真下カーサービスこと　真下　　勉
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１４号
京都府与謝郡与謝野町字石川2933番地
破産者　中西　厚二
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１７０号
盛岡市西見前15地割48番地１　コーポ富士203号、旧住所宮城県塩竈市字庚塚151番地２
破産者　金丸　大介
１　決定年月日　平成22年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７０号
秋田県大館市字谷地町３番地14、開始決定時の住所秋田県大館市字長倉85番地
破産者　花岡　史郎
１　決定年月日　平成22年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部